

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 (二四)
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 (二四)
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 (二四)
- 福島県選挙管理委員会 (二四)
- 不在者投票のできる施設として指定した件 (二四)
- 福島県人事委員会 (二四)
- 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (二四)

## 告 示

### 福島県告示第三百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年四月二十三日から同年五月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年四月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- （仮称）ヨークベニマル小名浜店 福島県いわき市小名浜字愛宕町七番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
  - 1 歩行者の通行の利便確保に係る事項
  - 小学校及び中学校の通学区域にもなっていることから、歩行者の安全確保に努めること。

2 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮に係る事項

廃棄物については、減量化及びリサイクルに努めるなど、適切に処理を進めること。

3 防災対策への協力に係る事項

津波による浸水が想定される区域であることから、来店者等に対する避難場所等の周知や避難誘導などの表示等を適切に行うこと。

4 廃棄物に係る事項

市内の事業所等において、従業員や顧客の飲食や嗜好により排出されたかん類、ペットボトル、びん類及び包装用プラスチックについては産業廃棄物として取り扱うこととなっていることから、適正に処理すること。

5 その他

(一) 建築工事期間中又は営業開始後、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等を仰ぎ、誠意を持って対応すること。

(二) 工事機材の搬出入等に係る道路の破損・汚損等に留意すること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第三百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、穴堰水系土地改良区から平成三十一年三月二十六日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月十五日認可した。

平成三十一年四月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

### 福島県告示第三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年四月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 河沼郡柳津町大字大成沢字袖向甲一七〇三の一、甲一七〇三の三八、甲一七〇三の五〇、甲一七〇三の五一、甲一七〇三の五四、甲一七〇三の五五、甲一七七三の一、甲一七七三の四四、甲一七七三の一三四、甲一七七三の一三五、甲一七七三の一四四から甲一七七三の一四六まで
- 二 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字袖向甲一七〇三の一・甲一七〇三の五〇・甲一七〇三の五一・甲一七七三の一・甲一七七三の四四・甲一七七三の三四(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、甲一七〇三の三八、甲一七〇三の五四、甲一七〇三の五五、甲一七七三の一三五、甲一七七三の一四六

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二号(漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六六条、第六十四条、第六十七条若しくは第六八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、平成三十一年四月十二日次のとおり指定した。

平成三十一年四月二十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
医療法人社団日新会 入澤病院介護医療院	喜多方市字時田三二〇六番地の二

福島県人事委員会

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十三日

福島県人事委員会

委員長 笠間 善裕

福島県人事委員会規則第十二号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(平成三十三年福島県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「鼻疽」の下に「豚コレラ」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成三十年十二月二十五日から適用する。

(採用給与課)